

○境町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

平成30年3月20日  
境町条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域（以下「工場立地特例対象区域」という。）の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

工場立地特例対象区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
染谷工業団地地区 (大字下小橋及び染谷の各一部)	100分の5以上	100分の10以上
下小橋工業団地地区 (大字西泉田，上小橋及び下小橋の各一部)		
境古河IC周辺地区 (大字長井戸，蛇池及び西泉田の各一部)	100分の10以上	100分の15以上
猿山・蛇池地区 (大字猿山，蛇池及び長井戸の各一部)		
猿山工業団地地区 (大字猿山及び長井戸の各一部)		
塚崎工業団地地区 (大字塚崎の一部)		

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 5 月 14 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 4 年 6 月 16 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。